（報道用資料）

2012 年 5 月 30 日

印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会

# 第４回勉強会における議事概要について

第 3 回に引き続き「（仮）出版物に係る権利」の在り方について論議し、立法化に向けた努力をすることで一致した。なお、当日は参考資料として、権利設定がなされた場合に必要となるガイドライン骨子案が配布された。

## 「（仮）出版物に係る権利」に関するガイドライン骨子（案）

これまでの議論において、「（仮）出版物に係る権利」が成立・導入された後、その適切な運用に必要な出版業界における運用ガイドラインの策定、及びその実効性確保に必要な集中処理の仕組み、紛争処理機関の設置など法的・制度的枠組の構築が必要である、という認識が示された。

そこで、そのガイドライン（紛争処理機関に関するものを含む）の内容、範囲、検討の方向性をより詳細に検討するため、以下のガイドライン骨子案について、ご議論をお願いしたい。

### 基本的な考え方

本試案は、著作隣接権としての出版者の権利という位置づけとしており、本試案に基づく出版者の権利は、著作権者の権利に影響を及ぼすものであってはならない。

また、本試案に基づく出版者の権利は、新たに創設されるものであり、著作権者の既存の経済的な利益に対しても、マイナスの影響を及ぼさないような運用が求められる。著作隣接権について定める著作権法 90 条の「影響を及ぼすものと解釈してはならない」という文言は、法律上の地位に影響を及ぼさないという意味であり、著作隣接権が働くことにより著作権者の経済的な利益に影響が生じることは、この規定の趣旨に反しないと解されているが、新設の権利である以上、特段の配慮が必要である。

なお、本試案の目的は、出版物及び電子出版物の流通促進と出版文化発展を目的とするものである。本勉強会では、そのための具体的な課題として、①デジタル海賊版への対抗、②出版者の主体的な電子出版市場の形成と流通基盤整備、③著作者と出版者との関係の適正な透明化・ルール化、が挙げられている。このため、出版者の権利に関する解釈や運用においては、これらの課題に対応できるように十分留意されることが必要である。

本ガイドラインにおいて定められるべき指針

（１）定義規定・要件についての解釈指針

（２）効果が及ぶ範囲についての解釈指針

（３）出版契約に関する指針

（４）紛争処理機関に関する指針

**定義規定・要件についての解釈指針**

○「出版物原版」「固定」等、条文に則した解釈基準

（勉強会からの要請）

本試案の出版社の権利について、これが出版によって当然に発生する権利として設計されているが、条文内の用語について、本試案の目的達成に必要十分な範囲で当該権利が発生し、出版者と著作者等関係者との間で不当な影響を及ぼさないようにするにはいかに解釈すべきか、文言の具体的なイメージについて検討する必要がある。

**効果の範囲及び権利の行使に関する運用指針**

○権利制限が行われる行為類型及び行為態様の具体的範囲

○権利侵害への対抗方法

○出版者の権利の表示方法

（勉強会からの要請）

本試案の出版者の権利は、出版物の不法な流通を阻止することにより正規の市場を活性化させ、もって利用者の利便性の向上を目的とするものである。従って、これが電子書籍を巡る主要な関係者に過大な変化をもたらさないよう、本権利が創設された場合に権利制限を設けるべき範囲や、本権利の具体的な行使のあり方について、具体的な方針を検討する必要がある。

**出版物の利活用に係る契約に関する環境整備**

○集中的な権利情報管理を念頭に置いた、著作者の権利保護及び出版物の円滑な流通のために、出版者が行うべき権利処理作業

○契約書またはひな型に定めることが望ましい条項、内容

○原稿の取扱について

（勉強会からの要請）

出版者は出版者の権利を基に出版物単位で明確な各種権利の管理並びに円滑な利用者への提供を実現するべきである。また、その大前提として、慣行ではなく、適正な書面によって、出版者と著作者は対等な契約関係を形成していくべきである。合意形成にかかるコストを最小化しながらも、これらを公正なプロセスで実現するため如何なる環境整備を行うか、具体的なアクションプランを検討する必要がある。

**出版者の権利及び出版契約に関する公正な運用の確保**

○紛争処理機関の具体的な構成及び利用に関する手続

（勉強会からの要請）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）に基づく紛争処理機関を含む、出版に関する紛争の速やかかつ合理的な解決環境の整備について、具体的なアクションプランを検討する必要がある。